

—

か並の人間では務まらないなどというふうに私感じ

最も大事なところであろうと思つております。

各地で進められております。私どもの実態調査

例を作成していく上での消防庁

させでいたたいているところでござりますが、きょうは、これらの企業災害にかかるる事故原因の究明と再発防止に関する対策につきまして、消防防災を所管するお立場から、その原因究明はあるいは再発防止に関する対策につきましての御見解をまとめる所、ここにござります。

まだおれで、行方不明になつてゐる。たゞ、薬品が複合的に生み出す大火災というのは、従来の、水をかければ鎮火する、消火するというようなものと違つて、新しい機材、泡を放射するとか、いろいろそういうものが必要になつてきて、いることは確かだと思ひますので、そういうたものに

によりますと、RDFの関係施設は三十六道府県におきまして百二十六施設が稼働している、こういうことになつております。

これらの施設におきましては、先ほどお触れになりました三重県のごみ固化燃料発電所における

○林政府参考人 昨年八月の三重県のごみ固化燃
料発電所の事故を受けまして、私ども消防庁の中
で、早速ごみ固化燃料等関係施設の安全対策
調査検討会を設置いたしまして、安全対策の検討
を行っております。

○麻生国務大臣 今、三二矢議員御指摘のように、昨年は企業によります大災害、大火災というのが幾つか起きました。何日間にもわたって燃え続けるというような、柄木、苫小牧、いずれも大きな災害が起きております。

関しましては、今後、新しい機材を導入する、またそういうふたよのうなものを準備する等々、緊急消防援助隊等々、今法律を通していただいているいろいろやりつあるところでありますけれども、こういった広域災害等に対しては、きちんと対応でき本州二、三行つぱなうらのどと思ってお

爆発事故はございましたが、このような大事故はほかでは起きておりません。小規模なRDF関係施設におきましては小規模火災が九件ほど発生しているという報告がございますが、そのほかには異常発熱事例が数件報告されているにとどまつております。

この検討会におきましては、 RDF の発電所の安全対策を講ずる上で必要な事項が幾つか提言されているわけであります。

幾つか申し上げますと、例えば、水分量を一〇%以下に抑えるとか、発酵を防止するために大量集積を制限する必要があるとか、あるいは、発熱が

これに關しましては、いろいろな畠田が考へられてゐるとは思いますが、企業において、保安とか安全とかいうものは、なかなかすぐには目に見えぬものですから。三ツ矢先生は何年生まれですか。昭和二十五年。じゃもう生まれているな。昭和三十八年、三井三池の大災害というのがあつたんです。これは、昭和三十八年、六〇年安保の真っ最中、多分最大の事故だと思いますが、このときにもやはり保安関係の第一組合、第二組合との間の連絡が悪く、ガスがたまつて、いるにもかかわらず、そのまま交代要員に教えず、結果として最大の災害を引き起こしたという事故がありまし

地震の多い国でもあり、いろいろな災害といふことが複合的に生み出す火災等々につながつてきやすい土壌でもありますので、私どもは最大限の努力をしていかねばならぬものだと思っております。

○三ツ矢委員 大臣御自身も会社経営に携わつておられて、御自分の経験からのお言葉だとううに思います。

企業災害特に大規模な事業所におきましては、一たび事故が発生しますと、その企業だけではなくて、場合によつてはその周囲も巻き込んだ大災ります。

○三ツ矢委員 廃棄物の処理に関しては、RDFの、特に発電を利用するということで一時光を浴びたわけでございますが、私は、廃棄物の処理に関しては、まず、ごみを出さないといいますからごみを減らす、リデュースするというのが一番だと思っておるわけでございます。

燃料として利用しようしますと、継続的にある程度の量が確保されないといけない、あるいは施設運営の経済的な観点からは、逆にごみの量がふえてこないといけないというような、本来の意図と矛盾したような状況を招くことになってしまいかねないというふうに思つておるわけでござい

避けられませんが、温度測定装置によりまして適正温度を監視する必要があるとか、発熱が起これました場合におきましては散水冷却対策を行つておこ必要があるとか、長期保管を回避する必要があるとか等々の提言がなされております。

このため、私どもいたしましては、その提言の内容をすぐ関係団体に連絡をいたしまして、会後の安全対策に遺憾のないようお願いをいたしましたところでありますが、お願ひいたしております会回の法律改正におきましても、RDFを指定町物に指定することとしたい、そして、早期に市町村の条例改正を行いまして、今申し上げましたとおり改めておきます。

保安とか安全というものは、これは最も生産につながるものですから、支出を伴うけれども収入を伴わないものですから、すぐ企業としては手を抜く魅力に駆られるところなんです。
例えば、燃えやすい、爆発しやすいというようなものを扱っている工場、扱っている会社においては、やはりトップの意識としては、そこらのところに関してはきちんと対応する、人を配置する、金をかけるというようなことはやつておかねばならない大事な経営者としての姿勢の問題であろうと思います。

害に発展するおそれもあるわけでございまして、徹底した事故原因の究明、それから再発の防止について万全の措置を講じていただきますようお願いを申し上げておきたいと思います。それでは次に、RDFの問題に関連してお尋ねしたいと思います。

まず、現在日本にあるRDFの施設の数とそちらの施設におけるこれまでの事故の発生状況について教えていただきたいと思います。

○林政府参考人　お答えを申し上げます。

RDFについてであります、これは導入段階におきまして蓄熱発火の危険性はないという認定で事業化が進められてきたこともございまして、平成に入りましてからRDFの発電施設の建設が

点についてはこれ以上申し上げませんが、今お伺いしたところでは、RDF関係の施設の数、全国で百二十六個ということでかなりの数に上っておりますし、ごみ処理に悩む自治体が、安全対策が不十分なままに、ごみ処理と発電といういわば「二鳥の特効薬みたいな形で飛びついたのが実態ではないか」というふうに想像もしておるわけでござります。これまで、三重県の事故以外に大きな事故がなかったようでござりますので不幸中の幸いということなのかもしれません。

次に、RDF施設の安全対策がどうなっているのか、またあわせて、今後、市町村が火災予防を

うな検討委員会からの提言を受けた安全対策が策定され、じられるようお願いをしたいと思ってるわけであります。

ただ、本法案の御審議を今いただいておりますけれども、先ほど申し上げましたように、既に既存施設が稼働いたしております。早速安全対策の徹底をお願いいたしておりますけれども、本法案が成立いたしました後におきましても、条例が改正されるまでの間の安全対策につきましても地主団体によく周知をお願いしてまいりたい、こう考えております。

○三ツ矢委員 地方分権、地域主権の全盛の時代ではございますけれども、こうした保安対策あるいは防災対策については、一市町村でゼロからさせ

応するというのは正直申し上げてなかなか難しいんじやないかというふうに思つておるところでございまして、ぜひ消防庁の方でしっかりと指針なりをおつくりいただいて、今後、三重県の事故のようなことが二度と生じないように万全を期していただくようお願いを申し上げておきたいと思います。

次に、ちょっと話がかわりますが、今回の石油コンビナート等災害防止法の一改では、事業者に対して新たな防災資機材等の配備の義務つけを課すことになっております。事業者にとってはこれは新たな負担になるわけでございまして、制度面では広域的な共同配備を認めるなど一定の配慮がなされているというふうに考えておりますけれども、企業の負担の軽減という面で、産業政策を所管する立場にござります経済産業省の御見解、何か軽減策があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○細野政府参考人　お答えを申し上げます。

今般の石油コンビナート等災害防止法の改正によりまして設置が義務づけられます大容量の泡放射機につきましては、石油タンクの全面火災といふようなものを鎮火するあるいは消火するということに大変威力のある資機材であるということ、消防審議会においてもその必要性が答申をされているところございまして、当省としても事業の安全確保ということが第一に重要であるというふうに考えております。

エネルギー政策基本法というのが一昨年成立をいたしまして、これに基づきますエネルギー基本計画というのが定められましたけれども、この中でも安全の確保というのが非常に重要なことが強調されておるところございます。他方、石油の製品を国内に安定的に供給するという役割を担つております石油産業がそのため健全な経営基盤を有するということは、エネルギー政策上も極めて重要な課題でございます。

したがいまして、当省としましては、安全確保という観点だけから直接に支援措置を講ずる、あ

るいは他の設備との関係もございましてこの設備だけに限つて支援するということはやや難しい面がございますが、産業政策として行います石油産業の合理化支援あるいは技術開発に対する支援等によりまして、石油産業の経営基盤を全体として強化をするということは引き続き講じてまいる所存でございます。

また、一般設置が義務づけられております大量の泡放射砲に関しまして、その設備方法として想定されております広域共同防災区域につきましては、御案内のように政令で定めることになつておりまして、最も合理的かつ効果的な配備が可能となるよう関係省庁と御協議をしてまいる所存でございます。

さらに、石災法によつて既に設置が義務づけられております消防車等の資機材につきましては、安全部保をしつつも、より事業者の選択の自由度が増す方向での規制緩和が実施されることが予定されておりまして、当省としても、事業者負担の軽減という観点から、こうした措置が今後結実するよう、関係省庁と緊密に連絡をし相談してまいる所存でございます。

○三ツ矢委員　保安対策といふのは事業者の責任ということだけは思いますが、今の経済情勢を考えると、事業者も経営上なかなか大変な面もござりますので、ソフト面を中心にして、経済産業省の方でもぜひ消防庁と十分協議をしながら対策を講じていっていただきたいというふうに思う所存でございます。

次に、今回の改正のもう一つの柱でございます。

住宅火災の件について伺ひたいと思います。新聞などで住宅火災について報道されていることが多いように思えるわけでござりますが、実際には住宅火災による死者数がふえていくというふうに聞いております。特に、高齢化が進んでまいりまして、お年寄りの方の犠牲がふえてきているのではないかというふうに思うわけでございま

て充実を図るということになつておりますが、その背景となつた住宅火災による死者数、さらに高齢者の死者数の状況などについてお教えいただきたく思います。

○小西大臣政務官　お答え申し上げます。

住宅火災による死者数、平成十五年で千七十名、前年に比べ七十八名の増加となつております。そこで、近年急増の傾向にあります。

また、平成十五年では死者のうちの五七%が高齢者でありまして、今後、高齢化の進展に伴いましてさらに増加することが懸念されているところであります。

また、住宅につきましては、従来より消防法の規制がありますホテル、旅館等におきましては、昭和四十年代に比べて五分の一とか十分の一といふように死者数が減少しておるところでありますけれども、住宅につきましては、百件当たり、依然として、自殺者を除きまして五人を超える水準でありまして、高い水準が続いている、こういう状況でございます。

こういう社会情勢を踏まえ、今回、私どもとしては、住宅火災についても法制化が必要である、このような判断をさせていただいたところでございます。

○三ツ矢委員　高齢者、高齢化が日本の社会はますます進んでいくわけでございますが、どうも火災の際の逃げおくれによる犠牲がふえてきているということでございます。

今回、この消防法の改正によりまして住宅用の火災警報器等の設置を義務づけようということにされたるようございますが、これは実は余り国民に知られていないのではないかというふうに思ひます。住宅用の火災警報器の設置について、住民の方々がこの必要性を認識して、

しかも迅速に普及させないといかぬということだと思いますが、その点についてどのように考えておられるのか。

それから、設置を義務づけるということになり

ますとコストもそれなりにかかるわけでございまして、そのコストの軽減策等についてもあわせてお答えいただければと思います。

○林政府参考人　先ほど來お答えを申し上げておる、それから、特に高齢者の方々の死者がふえているというようなことを踏まえて、今回、火災警報器の設置を義務づけるための法律改正をお願いいたしているところであります。

特に、死者の約七割が逃げおくれによるものでありますけれども、火災警報器の設置の有無によりまして死者発生率の抑制効果が国内でもあるという実態が出ております。私ども、このようない集まりで各界から御意見をいたしているところであります。

また、私ども、世論調査を行いまして、死者の防止につきまして、住宅用火災警報器等の設置についての御意見を伺つたところ、お答えをいたしました方の約七割がやはり義務化に賛成である、こういうような皆様方の御意見もあることを踏まえて、今回、火災警報器の設置が効果的であり必要である、こういう判断をして、お願いをしようとするに至りましたのであります。

しかしながら、御指摘いただきましたように、我が国ではまだ、火災警報器の効果であるとか設置の必要性であるとか、あるいははどういうものであるとかという点について、国民の皆様方に十分御存じいただいていない点もございますので、私ども、この法案の御審議をいただき、成立させていただきました暁には、できるだけいろいろな広報媒体を使いまして、その効果、必要性等々につきまして御理解をいただきながら、その普及の促進に努めていかなければならないと思っております。

表現はないんですが、とにかく広がっていくだろうということなんですね。

結局、この反省を生かして、このシステムの安全管理体制が強化をされて、これから信頼度が高まるにつれて、このシステムというのは、現在の設置されているところからさらに、必ずどのシステムをつくるか市町村は決めなきゃいけませんから、そのときにはRDFを採用される市町村がふえていくと考えられるのか、減っていくと考えられるのか。私はふえていくだろう、こう思っているんですが、その点はどうですか、傾向として。

○南川政府参考人 どういう処理をするか、RDFを入れるかどうかということは市町村の判断でございますけれども、私ども既に計画しております一自治体につきましては、予定どおりこの建設工事に着手し、施設整備を進めるということで聞いておりまして、特に問題があつて計画がとまつたということは承知しておりませんし、引き続き相談があればぜひ支援をしていきたいと考えております。

○伊藤(忠)委員 お役所の答弁ですから、どつちでもどれるような言い方にどうしてもなるんですか。

とにかくRDF化をして、あと完結する方法は、最後はいろいろあるんじゃないですか。メニュートとしてあると思うんですが、この方法を採用する自治体が今後も減るんではなくて、ふえる方向に行くでしようと私は判断をするんですが、いやいや、そういうのない、ここでとまってしまうのか、いや、減っていくのか。

そんなことにはならぬでしょう。でないと自治体は、これまでどおりの処理だつたら、財政的には効率的にいかわらない、経費はそうかからないかわからないけれども、同じようなことはできないでしよう。ダイオキシン規制というのはきちんとつかつてているわけですから。これを一層強化せよというのがおたくの方針なんですかね。その方針を実現しようと思えば、これにかなうようなシステムを導入していくと、いうのは当然考え

らされることでしよう。

また、そのことは政策なりいろいろな面から指導されるのじゃないですか。だから、私は、拡大していくんでしょう、また、いかなければ、言うならば大気汚染の問題やダイオキシン対策にしたって進まないのじやないのか、このように質問をしておるわけですから、そう理解していいです。

○南川政府参考人 基本的には、ぜひ推進されるべき方策の一つだと考えております。

○伊藤(忠)委員 ありがとうございました。初めからはつきりそう言つてくれたらいいんです、時間が短縮できますので。

それで、三重県は爆発事故が起つたというんですかが、不幸にして消防士の皆さん二名が殉職されたわけですね。作業員が五名負傷しているわけです。これはサイロ方式の安全管理に問題があるというものが最大の原因になつていてるわけです。これが、これは三重県の例だけではございませんで、発熱の火災なんという事故は、大牟田でも石川でも福山でも起きていると私たちは聞いております。

従来は、RDFが指定可燃物ではなかつた、これは消防庁の管轄になるわけですが、そういう指定にはなかつたわけですね。だからといって、安全対策に手を抜いたわけじゃないと思います。そういう言い方というのは語弊がございますので、気をつけないかぬと私も思つておりますが、つまり、指定可燃物にされていなかつたものですから、自治体においても、ハード面、ソフト面、いわゆる建設したり運用したりする部分が出てくるんですね。つまり、認識の面で極めて十分じゃなかつたということが比較をすれば言えるんではないのか、私はそのように思つます。だからといって

でやはりにらんでいるだけですか、全体にそ

うのかなと私は思つんです。

今回の法改正で、RDFに対して、消防庁が、指定可燃物の貯蔵または取り扱いの基準の充実、これを政令化し、市町村の条例化をしたい、ある意味では義務づけるわけですね、というところまで大きく踏み出しましたから、このことによつて従来以上に安全防災対策に確信が持てる、一生懸命もちろんやつていただくわけですが、確信が持てる。そのため、施設の整備や管理体制の強化を自然求める事になる。消防庁としても、法改正をするんだから、それぞれの関係省庁のやられてきたこともそういう立場に立つて求めることができます。このように理解をしたいと思うんですが、よろしくごぞいますか。

○林政府参考人 御指摘のとおりでございまして、昨年、三重県で大変痛ましい不幸な事故があつたわけであります。消防庁としても、それ以前は指定可燃物の品名要件に該当すると考えていいなかつたのは事実であります。また、平成八年時点におきまして自然発火等の危険性はないというNEDOの報告が出されていたこともあります。また、当時、発熱や可燃性ガス発生に対する知見がRDFの開発導入に關係した専門家にもありましたために、私ども消防機関におきましても、指定可燃物と同等の危険性を有しているという認識を持つに至つていなかつたことは事実であります。

しかし、事故後直ちに専門家を集めました検討会を設置いたしまして分析をしていただいたわけでありまして、今後ごみ燃料発電所の安全性を確保するためには幾つか講じておくべき防災対策が必要である、こういう提言をいたいたわけであります。

その事故が起つた、そういう意味じゃありませんが、だと思うんです。

これは消防庁だけではございませんで、資源エネルギーの問題、保安院もかかるわけですからね。みんなそれぞれの分野、分野で、部門、部門

ると考へておるところであります。

これによりまして、消防機関におきましては、RDFの貯蔵・取扱施設の実態把握及び消防対策の確立を図ることができると思いますが、これをもとに地方団体における消防体制の徹底を期してまいりたい、こういうふうに考へておるところであります。

○伊藤(忠)委員 そういう姿勢でぜひともお願ひをしたいと思つております。

具体的には随分と綿密な防災体制、安全対策が必要になつてくるわけで、最終的な管理体制をどう強化するかというところまでいくわけで、関係省庁、地方自治体が連携強化のもとに一層その対策を強めていただきたい、このように私たちも心から要望申し上げたいと思っております。

そういう対策が必要だらうということございまして、環境省としては、このための補助金を平成十六年度から措置されたやに聞いておるんですが、その点はどうでしよう。

○南川政府参考人 この事故を受けまして、昨年十二月に必要なガイドラインを作成いたしました。その中で指摘しました計測装置あるいは消防設備など必要な設備を設置する場合につきましては、今年度から新たな国庫補助措置を追加するといふことで講じたところでございます。ぜひ、制度の活用によりまして、全国で安全なRDFの利用が確保されるようにしていきたいと考えております。

○伊藤(忠)委員 そこで、このRDFのシステムがこれから拡大していく多くの市町村、自前でできないところがネットワークに参加をするというケーズがふえていくと思うんですね。そうすると、末端の自治体でごみを集めまして、発電の処理場まで搬送しなきやいかぬ、RDFを。これは大変経費がかかるわけです。自前でやりなさいになると、当該自治体がその経費を負担しなきやいけない。

失礼でござりますが、三重県のケースを一つ例に挙げますと、紀州の端っこから県北、最北端の

桑名の郊外まで運ぶわけですよ。何と、距離をはかつたら二百二十キロですね。山を越え、谷を越えて、高速道路が通っているところはそこを通るんでしようが、二百二十キロ運んでいるわけですよ、RDFを。その間、時間がかかります。当然、トータルで時間がかかる。

RDFというのは、時間がかかると水分を含むガスが発生をするというので、いろいろな悪循環がそこに蓄積しまして、最後はどかんといくわけですね。サイロという大きなところにどんどん積み上げたらそうなることは僕ら素人でもわかるよう気がしますよね。だから、なるべくそういうケースは避けなきいかぬとなりますと、頻繁に運ばなきいかぬということが安全対策上はやはり求められることになると思うんです。

他県のケースを余り言うと失礼なんですが、県越えで運ばれているところも滋賀や富山ではありますね。それで、都道府県を越えているところもありまして、御殿場から山口まで運んでおる。このケースを私知りましたので、どうして御殿場から山口まで運ばれているんですかと言つたら、今のは、セメントの、キルンというのかな、あれをそちらへ持ついくと、山口のセメントは非常にあれなんで、そちらで最終処理してもらうといふことで、そこまで運ぶと言います。だから、予定外の搬送ケースというのはさまざま出てくると思うわけです。

そのことによってこの自治体の負担というのが新たに加わる、このように考えられるんじゃないのかと私は思ふんですが、この点について、これは総務省お願いします。

○瀧野政府参考人 RDF廃棄物の輸送費について、市町村の一般廃棄物の処理に対しましては、現在、普通交付税の基準財政需要額におきまして、ごみの収集、処理、リサイクルなどに必要な標準的な経費を人口に応じて算入しているところでございます。交付税の需要額の算入は、標準的な行

政を設定いたしまして、それに必要な一般財源の額を算定する、こういう制度でございますので、現在のところ、RDFによる処理を行うか否かと、いうことで違う算定はしていないということでございます。

また、RDFによる処理を行う場合には、当然経費が割り増しになる部分も御指摘のようにあるわけでございますが、逆に、広域化に伴いまして処理単価が低減するとか、あるいは、市町村で最終処分場の建設なり維持管理が不要になるというような部分もあるわけでございまして、各団体それぞれの判断で、RDFを導入する場合には、建設につきましては一般廃棄物の場合と同様な配慮をしておるところでございますが、処理費用につきましては、交付税で標準的な額を算入しておりますので、その中で各団体それぞれ工夫をしながら取り組んでいただきたいというふうに現在のところは考えております。

○伊藤忠委員 現在のところはそうお考えなんですが、これからのこと私は聞いています。

○伊藤忠委員 現在のところはそうお考えなんですが、これから最終処理してもらうといふことで、そこまで運ぶと言います。だから、予定外の搬送ケースといふのはさまざま出てくると思うわけです。

そのことによってこの自治体の負担というのが新たに加わる、このように考えられるんじゃないのかと私は思ふんですが、この点について、これは総務省お願いします。

そのことによってこの自治体の負担というのが新たに加わる、このように考えられるんじゃないのかと私は思ふんですが、この点について、これは総務省お願いします。

○瀧野政府参考人 RDF廃棄物の輸送費について、市町村の一般廃棄物の処理に対しましては、現在、普通交付税の基準財政需要額におきまして、ごみの収集、処理、リサイクルなどに必要な標準的な経費を人口に応じて算入しているところでございます。交付税の需要額の算入は、標準的な行

金が削られる、税源移譲は十分にいかない。三位一体の話になりますと國の形までいきますから、それは横に置きますが、当面、日々のごみ処理の問題では、やはりその辺を皆さんのが頭を痛めて、そういう格好にこれから密着型で広がると思うんです。

そうすると、今は、清掃費というんですか、一律交付税でやられておりますが、その中身を変えただかんきやいけないわけです。とりあえず、先進的な例としてやられているこのことについて、特別のそういう配慮というんでしようか、そういうものは、五〇%もいつたら考えますわと言われたって、五〇%のケースまで簡単にいくわけなりませんからね。では三〇%までいきますわと、言つたら、三〇%のRDF化が進むまでに十年かかるかわかりませんよね。五年で済むかもわかりません。

そんな将来の話までいきませんから、搬送もいろいろな格好で出でますので、これらを、特殊事情というんですか、検討に値する、そういうケースとして必要性を認めて財政措置をやっていくと、いう方向性について、とにかく一遍検討してみようということになるのかどうか、この点どうですか。

これは事務方に聞いてもそれ以上言えないでしょ。最後は総務大臣の答弁になるんですけど、どうですか、これは。

○麻生国務大臣 この種の話、お詳しいという前提でありますけれども、伊藤先生、これは何でアッショウを、灰をセメント会社に持っていくか。

これは事務方に聞いてもそれ以上言えないでしょ。最後は総務大臣の答弁になるんですけど、どうですか、これは。

○瀧野政府参考人 たまに金がかかるという話と、御自分のところにおいて、もった分において、そこで自分でごみ焼却場を建てる、その場合は搬送費は要らない。そのかわり、地域対策だ何だかんだ、メンテナンスだに金がかかるという話と、御自分のところにおいて、もった分において、そこで自分でごみ焼却場を建てる、その場合は搬送費がかかるということになりますので、そちらの選択と、これは、これはかかつて首長さんでまずはやつていただかなかんじころなんだと思うんです。

ただ、そういう中にもあって、山の事情等々、いろいろあるんだと思いますので、そういうふたところは、よほどの特殊事情でもあればちょっと検討せなかんじころがあるのかもしれませんけれども、瀧野の方も申し上げましたように、ただいままの状況で、そういう実例でこれはどうにもならないというところがあるかと言われば、ちょっと私どもの持っている資料ではそういうのがありません。

持つていく、こういう話であります。セメント会社はもちろん、燃してやるわけですから、燃し賃はもらうんですよ。

したがつて、そいつた意味では、全体としては、リサイクルとしては結構なシステムとしての上がつているんですけど、ただ、御存じのように、セメントというのは近くに石灰石がないとなかなかさよくなわけにいきません。石灰石の多く産出するところは山口県、福岡県、秩父ということになりますので、そういうところにどうしても集中しがちとなると、そこ以外の県からの搬送する距離が非常に長くなるところが問題だということです。

多分、三重県だつたら反対側の四国側に持つて、いつたところにどうしても集中しがちとなると、そこ以外の県からの搬送する距離が非常に長くなるところが問題だということに多分なるんだと思うんですね。

ただ、傍ら、これは、いわゆる交付税でやります場合は人口割りできんとやりますので、その分において、もった分において、そこで自分でごみ焼却場を建てる、その場合は搬送費は要らない。そのかわり、地域対策だ何だかんだ、メンテナンスだに金がかかるという話と、御自分のところにおいて、もった分において、そこで自分でごみ焼却場を建てる、その場合は搬送費がかかるということになりますので、そちらの選択と、これは、これはかかつて首長さんでまずはやつていただかなかんじころなんだと思うんです。

ただ、そういう中にもあって、山の事情等々、いろいろあるんだと思いますので、そういうふたところは、よほどの特殊事情でもあればちょっと検討せなかんじころがあるのかもしれませんけれども、瀧野の方も申し上げましたように、ただいまの状況で、そういう実例でこれはどうにもならないというところがあるかと言われば、ちょっと私どもの持っている資料ではそういうのがあります。

将来そういう特殊事情というようなものも十分考えられるところもありますので、その時点になつて改めて検討せねばならぬこともあります。それは、考えねばならぬことはあり得るとは思いますが、ただ、ただいまの状況として申し上げれば、今申し上げたようになると存じます。

○伊藤(忠)委員 問題点としては、今大臣も言われたように、事務方も言われたのはよくわかるんですが、これからは出てくるでしょう、だからもっと多くなるでしょう。三重県の場合、セメントの関係があるんですよ。セメントをやつておるわけで、だから、そういうところへどうしても集中しますよね。そういうケースがふえていきますから、何かの対策費だつたら別に総務省がやることはないんでしようけれども、相手が自治体ですから税制上の関係でそういうわけです。

ゼひともその辺をだから、将来のこととも含めて検討していただきたいと思うんです、積極的な立場で。もちろん自治体も一生懸命経費節減のためには頑張ると思いますが、目的はごみゼロ作戦でございますから、そういう社会をつくっていくためにお互いに汗をかこうということですから。この基本においては疑いもなく皆が一致しているわけですからね。そのために汗をかこう、頑張ろうということですから、どうぞひとつ、大臣におかれても御検討いただきますようお願いを申し上げたいと思います。

ちょっと時間が余っていますが、これで終わります。

○佐田委員長 次に、大出彰君。

○大出委員 民主党の大出彰君です。順々に質問をさせていただきます。

まず初めに、消防法関係の質問でございます。住宅用の火災警報器等の設置の義務づけについてござります。この点について、先ほどから、一番バッターの方からもお話をありましたけれども、住宅火災による死傷者数が、一九八六年以来十七年ぶりに増加に転ずるおそれがあるというこ

とでございます。とりわけ高齢者における、六十歳以上ですが、死者発生率が、ほかの年齢層に思いますが、ただ、ただいまの状況として申し上げれば、今申し上げたようになると存じます。

そこで、この設置の義務づけについて、国民の約七割が義務化に賛成しているということです。その点については、新築の場合には当然義務化ということはやりやすいんだと思いますが、既存の住宅の場合に啓発活動はどんなような取り組みをするんだろうか。

というのは、やはり、既にあるところでコスト負担が起きるとしますと、この点についての住民の皆さん御理解あるいは納得を得ることがどうしても必要であろう、そんな思いでお尋ねをいたしました。この啓発活動についての取り組みはどのように行われるのでしょうか。

○林政府参考人 お答えを申し上げます。

住宅用火災警報器の普及促進を図るためには、住民の方々の理解と納得を得ることが何よりも必要であるということは御指摘のとおりであります。

そのため私は、御理解をいただくために

は、やはり当該機器の必要性と効果をお知らせし御理解をいただくことが何よりも重要だとまず考えておりますし、あわせて、それぞれの個人の御負担で設置していくだけ必要がありますので、負担感の軽減を図りながら御協力をお願いするということが必要であろうと思っております。

このために、私ども、住民の方々には、まず住宅火災の増加の内容につきましてお知らせをしたいと思っておりますが、死者の方々の約七割は逃げおくれによるものであること、また、火災警報器の設置の有無によりまして死者発生率の抑制効果が三・四倍程度にもなっていること、さらには米国等におきまして火災警報器の設置が既に義務づけされておりまして、この義務化によりまして死者が半減するような効果が出ていること等につ

きまして、住民の方々にお知らせをし御理解をいただきたいと思っております。

このため、消防庁におきましては、地方公共団体とともにさまざまな広報活動を通じまして御理解を求めていくことといたしておりますけれども、特にお願いをしたいと思っておりますのは、地域に密着した活動をしておられます消防団の団体の皆様方が連携をしていただきまして、この制度の概要、効果あるいは維持管理の方法等につきまして、積極的な啓発活動を地域で行つていただけることを期待いたしていただきます。

なお、費用負担の問題もございますので、現物をお示ししながら、このように簡単に取りつけができる新築の場合は、建設時に埋め込む方式も含めまして、いろいろな形で負担感が比較的低く設置をしていただけるものと考えております。

が、既存の住宅につきましては、簡単に取りつけることができます。この業界におきましてもコストの低減化を図つていただきながら、私どもとしては、現在の価格を半減するぐらいのコストで御利用いただけます。

また、現在、必ずしも低価格であると言えない点もありますので、低価格なもののが開発の促進を図つていただきたいと、あるいはリース販売についても御検討をいただく、あるいは火災保険の割引制度などについても働きかけていくとか、さらには、外国製品の輸入、新規参入の促進などによる低価格化も検討の対象にして、いろいろと関係者と御相談しながら普及促進を図つてしまいりたい、こ

ういうふうに考えていくところでございます。

○大出委員 今、いろいろお話をいただきまして、この問題点はやはりコストの問題等ございまして、低所得者に対する配慮についてお聞きをしたことがあります。この辺について、今、半減をなさるといふデータ等ござりますね。また、アメリカではNPOなどの団体が無償配付をしているという例がございまして、この辺について、今、半減をなさるとおっしゃったのですが、何かこの弱者層に対する対策ということについて具体的な取り組みがあれば、お示しをいただきたいと思います。

○林政府参考人 火災警報器の設置の義務化に当たりましては、先ほど申し上げましたように、近年人の住宅火災による死者数の増加の中で、特に高齢者の方々が過半を占めているという実態も踏まえますと、高齢者の方々の逃げおくれによる死者の発生を減少させることというのは、政策的に最大の課題になろうかと思つております。

をめどに考えていくか、質問通告しておませんがお答えいただけますか。

○林政府参考人 現在市販されているものの中には、煙を感じるもの、熱を感じるものとか、あるいはコンセントに直接接続するものから電池式のもの、いろいろございますが、国内製品で販売されているものの大体平均的な価格が七、八千円から一万円程度になつていると承知をいたしております。

ただ、性能上いろいろ議論もされておりますが、外國で使用されているものは二十ドルから四十ドル程度のものもあるようございますので、今後、そのような外國製品の競争参入も含めて、我が国における業界におきましてもコストの低減化を図つていただきながら、私どもとしては、現在の価格を半減するぐらいのコストで御利用いただけます。

ただ、性能上いろいろ議論もされておりますが、この点、低所得者の方々、高齢者の方々あるいは障害者の方々等に負担がかかるのではないかなど心配をするわけなんですね。

現に、今もお話をありますけれども、アメリカのシートルなどでは、低所得者、高齢者または障害者に対して、煙感知器を無償配付しているというデータ等ござりますね。また、アメリカではNPOなどの団体が無償配付をしているという例がございまして、この辺について、今、半減をなさるとおっしゃったのですが、何かこの弱者層に対する対策ということについて具体的な取り組みがあれば、お示しをいただきたいと思います。

このため、火災警報器の設置を促進し、そのような効果を上げますためには、地域の実情に応じて、ひとり暮らしの高齢者の方々など、社会的に地域でハンディキャップを持つておられるような方々に対しまして、地元の実態に合わせて、市町村による支援策、助成策を含めたものをお考えになる団体が出てくるのではないかというふうに期待をいたしているところでありますけれども、地域に密着をしておられます消防団あるいは婦人防火クラブ等の方々による地域ぐるみの活動の中で、このような方々に対する支援策が出てくることも期待をいたしているところでございまして、最近、私のところにお寄りになりました知事さんあるいは市長さんの中には、敬老の日の贈り物の一つとしてこのようなものを考へると喜ばれるかもしれませんというような案を検討しておられる方をおられます。

いずれにしても、高齢者の方々、障害者の方々

あるいは低所得者の方々につきましても、この火災警報器が設置しやすくなるような方策を私どもとしても考えていかなければならないと思つております。

なお、御参考までではございますが、厚生労働省において行つておられます事業で、六十五歳以上のおひとり暮らしの高齢者の方や障害者の方を対象とした火災警報器等の給付事業があるともお聞きをいたしておりますので、本制度の活用につきましても今後働きかけをしてまいりたいと考えております。

○大出委員 もともと防災は地域地域で対処していくというのが本来の姿だと思いますので、地域の皆さん方が地域ぐるみで取り組んでいただけたということ、その視点は大変結構なことだと思っております。

そこで、今度は既存住宅に対する配慮でござりますが、既存住宅に対するこの法案の義務づけ、自治体の条例に委任するということですが、法律の公布後一年ぐらいをめどにと考えてよろしいのかどうか、その辺を一つお伺いします。

○東尾政府参考人 お答え申し上げます。

既存住宅に対する住宅用火災警報器の設置義務化についてでございますけれども、ただいまおつしやいました公布後二年とというこの年限でござりますが、こちらは、新築住宅についてはそのようなことで今回お願いをしているところでございま

す。しかし、既設については、各地の住宅事情、あるいは居住者の状況や住宅の構造などが大きく異なるといふこととか、新築以上に経済的負担感が大きいという御指摘も先ほど来あつたわけでございます。さらに、長官が答弁いたしましたとおり、各市町村がこの住宅用火災警報器を設置義務化する場合の支援策、このようない状況とも関係がございますが、先ほどのように実情が異なりますので、おくさせて、各市町村条例で一定期間猶予期間を置くということを想定しているところでございま

す。

○東尾政府参考人 住宅用警報器の設置、維持の広報、普及については、ただいま御指摘のとおり、各地の消防団、婦人防火クラブなどで連携してやつていくことが重要でござりますけれども、そ

のによつてプライバシーが侵害されるという

ことはまさに問題があるということで、私どもとしては、まず、この住宅用火災警報器について、いわゆる点検、つまりメンテナンスについてはフ

リーなものを考えておりますので、定期的な点検のために立ち入るということは想定しております。このことについて、まず、関係者、国民の皆

様によく御理解をいただくような広報を行つてい

く必要があると思います。

それでもなおいろいろな事情によってお問い合わせがあつたり、あるいはこちらからお伺いす

る必要があるような住宅もございます。この場合、消防団などがお伺いする場合には、個人情報保護

ということをございますので、事前に本人の同意を得るなどして立ち入るなど、必要な措置を講ずるというふうに十分配慮してまいりたい、このよ

うのが基本ですので、なかなかすぐにとっておこ

りませんが、麻生大臣の方に一言、通告しておりませ

んがお願いをしたいのですが。

○麻生国務大臣 基本的には、つけた方が効果が上がるることは、過去なり他の例を見てもはつきりしておると思うんですね。

これをただでつけてやつたらどうなるというと、余り値打ちがない。これはやはり金を払つた方が絶対信頼が高くなるものなんですね。ただい

うのは、結果的には、だれかがつけてくれればそ

のまま忘れちゃう。金を払うと少なくともそれは、

価格のあれにもよりますので、ただというのは余りよくやる例ですけれども。

これは自分の生死にかかわっている話ですの

で、これを安くつけることによって、損害保険金

がある程度割引になると、どのみち、普及して

きますと、今七千円とか八千円とか言つています

けれども、これは海外のものも入ってきますので

競争になりますので、量があえれば当然のことと

して安くなると思っております。こういったもの

の方が、火災報知機が鳴ったおかげで焼死なず

に済んだという例が幾つか出でることにならう

と思いますので、その意味で波及効果というの

は十分に期待できる。

もつて高齢者の火災による死亡というのをぜひ

激減させたいと思っておりますので、私ども、広

報等々は熱心にやっていかねばならぬものだと

思つております。

○大出委員 一理ございますが、しかし逆に、小

さな居間に住んで、年金負担、介護負担その他を

考えたときに本当に苦しいという方もおられます

ので、そちらの方の方も考えたとき、やはりも

う少し何とか、まずは低減で行っていくというの

がいいかもしれませんし、逆に、ボランティアの

方々がわざわざ来たのだけ、こういうつながり

もよろしいのかと思います。そういう意味で、総

合的な取り組みをお願いしておきたいと思いま

す。

そこで、この問題についての最後でござりますが、厚生労働省等の給付事業等もあるということもございます。そして、やはり明らかに設置をすれば被害を受けることが少なくなるというのはもうわかり切つていることでござりますので、総務省も全面的な取り組みをしていただきたいと思いますが、麻生大臣の方に一言、通告しておりませ

んがお願いをしたいのですが。

連について御質問いたします。
防災体制の広域化と機動性についての点でござりますが、北海道のコンビナートの事故が起きたことを契機にして、大容量の泡放射砲というんですか、それを広域的に配備するということですね。そういうことでございますので、そのことによって防災体制を整備していこう、一つの企業ではなかなかコスト的に大変だということもあるんでしょう。

ただ、気になるのは、そのことによって逆に緊急時の即応態勢に支障を来すのではないかなどいう点もございますので、この点はどのようにお考えでしようか。

○大出委員 各論的にお話をさせていただいておりまして、今の問題はやはり限定的におやりいただきたいと思います。

確かに、爆発物があるにもかかわらず、ダイナマイトが積んであるのを教えなかつたりすればそれは大変になりますから、正論の部分は当然ございますが、議会でございますのでチエックを入れた、こういうことでございます。

国民保護法制の質問をすぐにしようと思つたんです、時間的に後回しにすることにいたしまして、消防職員の皆さんの権利等について、まず給与水準についての御質問を先にいたします。平成十五年度の消防白書においてこのようなことが書いてあるんですね。消防職員の待遇は、交代勤務という勤務の特殊性及び職務の危険性等を考慮して人員確保及び勤務体制の整備を図ることとされ、特に給与、手当等については業務の特殊性に見合つた適切なものとすること、こうなつているんですね。

もう一方、白書の記述の中で、消防職員の平均給料額はどうなのかといふと、一般行政職を下回つております。手当を含めると若干上回るんですね。しかし、これでは勤務の特殊性が考慮されているとは言えないのではないかと思うところがあるので、現状をどのようにお考えでしょうか。

○東尾政府参考人 お答え申し上げます。

消防職員の給与水準でござりますけれども、ただいま消防白書を先生御指摘いただきましたが、そのとおりございまして、勤務の特殊性から当然、特殊勤務手当、出動手当、休日給の支給などが行われておりますし、これらについては各団体とも適正に支出しているものと考えております。本俸でござりますけれども、団体によっては、公安職の給料表を適用する場合と行政職の給料表を適用する場合がござります。これについてはおのとの特性がござりますので、概に比較はできませんけれども、一般的には、公安職給料表を適用する団体においては、若年層において、比較

的若い年齢の職員において給与水準が手厚くなつております。

一方、行政職給料表を適用しているところは、中高年以上、幹部級の者については手厚くなるというふうな特性がございまして、これらはすべてさまざまござりますので、一律に給与水準はどうかということは論議が難しいわけでござりますが、全体としては公安職給料表の適用による影響が出ているものと承知しております。

今後とも、消防庁といたしましては、消防吏員の勤務実態をよく把握いたしまして、その業務の性格を十分反映するようなものと給与水準についてはしていくよう各団体について働きかけをしてまいりたい、このように思つております。

○大出委員 このお話をしているのは、実は、昨年の六月二日に神戸の火災で三人の方が殉職をなさつておられるんですね。ちょうどこれが六月の二日ですからあと八日後でございます、一年たつてしまつわけでございますが、そんなときに、いろいろ職員の皆さんの給与あるいは労働条件等について気になるものですから、質問しておこうということで質問しているわけです。

そこで、一つ特によく問題になるのは、実労働時間と拘束時間の点なんですね。消防職員の皆さんというものは週六十時間拘束されるのに、実労働時間として算定されるのは四十時間のみなんですね。簡単に言えば、このような無賃金拘束時間を解消しないといけないのではないか、この取り組みがどうなんだ、こういうことなんですが、一年間たつておりますのでさまざま質問などもされておりまして、よく例に出されるのが大星ビル管理事件ということでございます。

これは、お答えをいろいろなさつておられまして、その違いというのがまず一つ重要なんだと思いますが、仮眠室での待機と、それから指令係員はり休息をしているということをございます。一部、体力の鍛成等に起きてているという方もあります。しかし、その方が出てくるわけですね。いわゆるただの仮眠時間中の問題だけではないんだ、個別に判断をするんだということをよく言われるんです。しかし、その中で当時の片山総務大臣も、実態の調査をしますということを常々おっしゃつておられたんです。

ですから、この点、まず、現場の消防職員の皆さんが実態的には仮眠時間の待機というのをどのように利用されているのかということを、実態調査があるならばお教えいただきたいと思います。

○東尾政府参考人 お答え申し上げます。何回か国会で御議論がございますが、まず原則といたしましては、仮眠室での、睡眠時間が中心でござりますけれども、これは労働時間として取り扱わないというふうに解釈して運用しております。

しかしながら、仮眠時間の中で出勤する場合があるということでござります。この場合には、その活動に要した時間を時間外勤務時間とするよう適正に取り扱うべきと認識しております。

国会での御指摘を受けまして、平成十五年十二月に行いました管理運用状況調査、これは勤務時間に関する調査でござりますけれども、夜間、休憩時間中に災害出動をしている場合の取り扱いでござりますけれども、七八%の消防本部は法定の時間外勤務手当を支給している、また、九%の消防本部が休憩時間の振りかえを行つて、休憩時間として算定されるのは四十時間のみなんです。

ね。簡単に言えば、このような無賃金拘束時間をしていないおそれもありますので、現在、消防庁より個別に改善指導を行つております。

具体的にどのように仮眠時間を使つておられるかと聞いておりますのでさまざま質問などもされておりまして、よく例に出されるのが大星ビル管理事件といふことがあります。

これは、お答えをいろいろなさつておられまして、その違いというのがまず一つ重要なんだと思いますが、仮眠室での待機と、それから指令係員はり休息をしているということをございます。これは、もしよろしければ総務大臣、おわかりならばお答えをいただきたいし、あるいは御感想でも構いませんが。

○麻生国務大臣 これは見解の相違なんだと思うんですけれども、どこまでが拘束時間になるかならぬかということになると、どこまでが義務であり、こつちから先は休んでいいという権利なんだといふところは、これはなかなか意見の分かれるところなんだと思うんですね。

しかし、では、おれは今休息時間中である、仮眠時間中であるときに火災発生となつて、いや、

のは、昨年三人の方がお亡くなりになられた、ちょうど火災が起つたのが十二時を過ぎておりますので、この方は仮眠時間の中で行かれたのかどうか、それをお答えいただきたいと思います。

○東尾政府参考人 お答え申し上げます。問題になりました神戸市の事案でございますが、いずれも仮眠時間中に発生した火災出動であると報告を受けております。

○大出委員 これは、実態調査をしますということが、あります。実態調査をすべきだという理由は何かといいますと、署全体あるいは個別、個人を見たときに、ほとんどの方がそういう仮眠時間中に出勤命令が出されれば義務として出ていくんだとすれば、これはやはり労働時間と考へるべきだ、これが言いたいために私は質問しているんです。

どうでしょうかね。大星ビル管理事件もそうですが、最高裁はあの場合に労働時間ということになつたわけですが、同じように、偶然といつたらあれなんですが、こういうことが起こつたときでさえ三人とも仮眠時間中だつたということだとすれば、これはやはり労働時間として。というのは、やはり中にいなさいということになるわけですね。ですから、仮眠時間の待機と、指令係員が別にいて係員が指令するから違うんだというのは通らないのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

これは、お答えをいろいろなさつておられまして、その違いというのがまず一つ重要なんだと思いますが、仮眠室での待機と、それから指令係員はり休息をしているということをございます。これは、もしよろしければ総務大臣、おわかりならばお答えをいただきたいし、あるいは御感想でも構いませんが。

○麻生国務大臣 これは見解の相違なんだと思うんですけれども、どこまでが拘束時間になるかならぬかということになると、どこまでが義務であり、こつちから先は休んでいいという権利なんだといふところは、これはなかなか意見の分かれるところなんだと思うんですね。

おれは仮眠中の時間なんだからといって権利を行
使して火災出動に協力しないという結果、死人が
出た、何とかが出たという状況になつたときに、
いや、おれの方は仮眠時間中の権利の行使であつ
て、おれの義務ではないという話になると言はさ
らに込み入ると思いますので、これはかなり難し
い判断を要求されるところだと思いますし、過去
も多分それに似たようなことが起り得るからな
かなか難しいという経緯だったんだと理解してお
ります。

○大出委員 お聞きをしなかつた方がよかつたか
と思います。というのは、今のはそういう話では
なく、労働時間として数えるか数えないかの話で
ございまして、労働時間に数えられていないくとも、
当然、命がけで、身の危険を顧みないで出動なさ
る方々でござりますから、それはもう間違いなく
どんな状況でも行かれると思います。そうではな
くて、先ほども勤務の特殊性ということを申し上
げたように、だからこそ、民間人の中でも多くの、
大星ビル管理事件のように、やはりこれは最高裁

そして、ここのことですが、三人の職務の実
態をお聞きしたのは、三人とも仮眠中であったと
いうことですから、これは実態調査する理由はど
こにあるかといえば、各部署でどの程度の方が仮
眠中に出ていておられるのか、これはお聞きい
たしませんけれども、ほとんどの方が仮眠中でも
構わずに出ていくんだとすれば、やはり労働時間に
換算をすべきなんだ、こういうことを申し上げて
いるんですが、お答えいただけますか。

[委員長退席、野田(聖)委員長代理着席]
○東尾政府参考人 お答え申し上げます。
仮眠時間中に出ている職員の割合についてござ
りますけれども、私どもとしては、全国の消防
本部の数は承知してございませんけれども、救急
出動事案が最近非常にふえている関係から、確か

に、御指摘のとおり、仮眠時間中に出動する割合
は全体的には上昇しているものと理解しております。

しかしながら、これについては各本部において
大きく差があるということ、また、救急出動事案
が増加している本部においても、これを極力、警
防吏員と救急吏員とを交代運用させるなど、その
職員が疲労感が余り出ないように努力しているな
どのことから、現状ではまだ仮眠時間を労働時間
とするほどの逼迫はないものと私どもは承知し
ております。

ただ、御指摘がござりますし、今後も注意深く
その勤務実態については調査してまいりたい、こ
のようになっております。

○大出委員 お答えいただきました。将来的に
この点を見直していただけるかどうか、明言はい
ただけないでしょうか。

○東尾政府参考人 職務の性格、今後の実態、救
急の動向などを十分踏まえまして、調査してまい
ります。

○大出委員 もう時間だというようでございます
ので、何とか明言をしていただきたかったんです
が、調査ということでございます。

きょう、わざわざ昨年の六月二日の三人の方々
の話をしたのは、これを契機にしっかりと見直し
をしていただきたいと思ったからでございます。

どうかよろしくお願いしたいと思います。

同時に、お二人の方々がお亡くなりになつたこ
とによって周囲の方々が心的外傷後ストレス障害
になつたりしておりますので、そういう方々の
健康面のケアもよろしくお願いしますと同時に、
亡くなられた方々に対しても哀悼の誠を表し
たいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○野田(聖)委員長代理 次に、松野頼久さん。
○松野(頼)委員 民主党の松野頼久でございま
す。

きょうは、本法案及び救急救命、そしてまた、
今議論をしています有事法制、国民保護法制に絡

む消防の体制等について質問をさせていただきました
いと思います。

冒頭、今回の法改正であります、住宅用防災

機器の設置が今回の法案で義務つけられていると
思います。確かに、なるべく管理をするというこ
とはいいことだと思いますが、これは個人の
負担というものがどうしても伴うものであります
ので、一体どこまでその個人の負担を軽減するか
というのが一つの焦点だというふうに思つております。

まず、今回、住宅用防災機器、火災報知機とは
明言をしていないわけですが、この住宅用防災機
器は何を指しているのか伺いたいと思います。

○東尾政府参考人 お答え申し上げます。

住宅用防災機器の中には、消火器や防炎物品な
ど、幅広い個人を守るために住宅用の防災製品を
含みます。これに対しまして、警報器は、当該部
屋において火災やそのほかの、特に火災でござい
ますけれども、発生した場合に、鳴動、鳴るとい
うことのみを目的とする機器でございます。

なお、火災報知機の場合には、そのような異常
事象があったときに、それをどちらかのセンター
に自動的に報知できるようなシステムも兼ね備え
たものをいいますので、警報器はそのような機能
は必要ないというものでございます。

○松野(頼)委員 いや、そういうことを聞いてい
るわけじゃなくて、今回この法案で何を各住宅

に設置することを義務づけているんですかとい
うことを伺つておるんです。

○東尾政府参考人 失礼いたしました。

住宅用火災警報器を設置するということを今回
お願いしております。

○小西大臣政務官 ペナルティーという意味合
いかんのところがあるかと思いますけれども、万
が一、確認があつたにもかかわらず実際に設置さ
れなかつた場合、この場合について個人の罰則を
問うことはしない。これは、みずから命をみず
から守るということで、そこまでは我々としては
考えていいといふところでございます。

○松野(頼)委員 要は、住宅用防災機器としてこ
れからどんどんその範囲を広げていった場合に、
それが設置をされなければ建築許可をおろさな
いといふことが起こるわけですよね。そのコスト

というのを一体だれが見るかといいますと、当然、
うか。

御指摘のとおり、今回の消防法の改正の中では
住宅用防災機器となつておりますので、将来、住
宅火災がさらにふえる、つまり、例えは高齢化が
さらに進展したりして多くの方々がお亡くなりに
なるというような場合に備えまして、場合によつ
ては他の機器類についても設置義務について検討
できる要素を残しているということでございます。

が、当面はこの住宅用火災警報器による効果を見
守るという趣旨から、条文上は幅広くお願いをし
ているところでございます。

なお、罰則については予定してございません。

○松野(頼)委員 では、例えば、条例で建築の確
認申請が出て、その建築許可をおろさないという
ことはありませんね。

○小西大臣政務官 お答え申し上げます。

今回のこの改正におきまして、関係の国土交通
省とまた協議をいたさなければいけないところで
ございましたけれども、我々といたしましては、建
築確認の要件としてこの火災報知機の設置を中心
に入れる、したがつて、建築確認は設置がされない
場合はおりないというように考えております。

○松野(頼)委員 それは次長、おかしいじゃない
ですか、今の話と。これが一つのペナルティーに
なるんじゃないでしょうか、要は建築許可がおり
ないという。

○松野(頼)委員 それは次長、おかしいじゃない
ですか、今の話と。これが一つのペナルティーに
なるんじゃないでしょうか、要は建築許可がおり
ないという。

○小西大臣政務官 ペナルティーという意味合
いかんのところがあるかと思いますけれども、万
が一、確認があつたにもかかわらず実際に設置さ
れなかつた場合、この場合について個人の罰則を
問うことはしない。これは、みずから命をみず
から守るということで、そこまでは我々としては
考えていいといふところでございます。

○松野(頼)委員 要は、住宅用防災機器としてこ
れからどんどんその範囲を広げていった場合に、
それが設置をされなければ建築許可をおろさな
いといふことが起こるわけですね。そのコスト

というのを一体だれが見るかといいますと、当然、

その個人になるわけです。

聞くところによりますと、今回は火災報知機だけということありますが、どうもその火災報知機に関しましても、海外との価格差が随分あるというふうに言われております。

アメリカでこの火災報知機一つ買った場合の価格は大体幾らぐらいと思われているんでしようか。

○麻生国務大臣 今の火災報知機の話ですけれども、先ほどどなたかの質問にありましたように、約三千円、三千五百円、約三十ドル前後というのもあります。ただ、アメリカの火災警報器の場合、全住宅の九四%に普及しております。傍ら、日本の方は現在約一〇%前後と言われておりますので、その差額は、日本の場合、約倍ぐらいになりますかと思います。

そういう意味では、日本の方が高いのが現状ですけれども、これは普及してくれば安くなつくるのは当然のことだと思いますので、安くなりまし、また輸入というのも認めておりますので、御自分で選ばれる値段の方が日本製を信用されるかアメリカ製を信用されるか、個人の負担能力もありましょうけれども、そういうことで考えていただければよろしいんだと存じます。

○松野(頼)委員 今大臣がそうお答えになつたので、これは通告していませんけれども、じゃ、今現在、外国から輸入をされている火災報知機での基準を通つているものは入つていてるんでしょうか。

○東尾政府参考人 お答え申し上げます。現在、ガイドラインに基づいて輸入されている外国製品はござります。

○松野(頼)委員 そこで、日本消防検定協会といふのが実はあるんです。消火器とか防災機器に関して幾つか検査をしたり実験をしたりしている外郭団体なんですねけれども。今、日本で火災報知機というのが私の聞くところによると大体六千円から八千円、高いもので一万円を超えてくる、そして、設置料ま

で含めますと、一つ設置をするのに約二万円ぐらいいかかるということも言われているんです。アメリカだと、ホームセントーみたいなところで買いまして、まあ千円から三千円で一個買ってきて、幾つか自分でつけられるという現状があるわけですか。

○麻生国務大臣 その試験をすることになると思います。そして、国内の基準というものを持つことになるかと思いますけれども、ここでよもや、輸入品が参入をしてくることを排除したり、価格の競争が起ることを排除することはないと思うんですけども、往々にして今まで国の政策の中でそういうことが行われておりましたので、ここでひとつ、火災報知機の価格を下げていくんだということをどうか明言しておいていただきたいと思います。

○麻生国務大臣 ありがとうございます。

○松野(頼)委員 いずれにしましても、私は、この負担感を考えますと、今回は火災報知機であります。が、住宅用防災機器というところで、なるべくその範囲を広げないようについてことを望んでいるところでございます。

○小西大臣政務官 委員の御心配がないように、火災報知機と明言をしてないあたりに私は非常に心配を感じているんですけども、どうか、そことのところの答弁をもう一回お願いします。

○松野(頼)委員 いたしまして、私は非常に

けでございます。

この救急救助隊に関して幾つか伺いたいと思うのですが、まず、救急救助士法によって、救急救助士が現場に駆けつけてできる措置の範囲というものが非常に限定をされていくと聞いております。

非常に、事故とか人の病気、救急を要するときであります。ただ、現場に駆けつけておつても、措置の範囲が非常に厳しくて处置ができない、もっと早く、病院に搬送するまでの間にその処置が施されなければ助かる命も多かったのではない

かということも聞いておりますし、秋田市では、気管挿管、要は、もちのどに詰まらせた人の気管に管を入れて開通させるということを現場の判断でやつてしまつたら、これが救急救助士ではやつてはいけないことだといって事実上の法律違反になつてしまつたという例もあるんです。

その辺はどうでしょうか。今後の進展等、この火災報知機と明言をしてないあたりに私は非常に心配を感じているんですけども、どうか、そことのところの答弁をもう一回お願いします。

○小西大臣政務官 委員の御心配がないように、

これも科学的なさまざまなデータ、また実際の効果等を含めて、我々としても慎重にこれから判断をさせていただきたいというふうに思つております。

○松野(頼)委員 ありがとうございます。

それでは、次に移りたいというふうに思います。

○松野(頼)委員 救急救助隊というのが消防の中にはございます。

○松野(頼)委員 私の地元でも、消防署を訪ねますと、本当に今不眠不休で働いている。現実に、その出動回数が多くなつて、一隊の出動回数が一晩に十回以上を超えることがありますというような現状を聞いているわ

すから、食道の方にチューブを入れてしまうといふこともあるようでありまして、相当技術を要する。しかしながら、そういう必要があるものですから、それもできるようにしました。それから、薬剤投与といいまして、救命のために緊急に必要な薬剤、これは本来、医師ないし看護師じゃないとできないわけでございます。

今、そういうことで、病院への搬送途上でできる範囲を、諸外国の例も参考にしながら、安全面も考え、また医療上のコントロール、必要なものは医師の指示あるいは承認のもとに行なきやならないという制約がございましたので、そういうことも考えて、今申し上げた三つのことについて救急救助士が一定の条件のもとにできるようになります。

○松野(頼)委員 多分これは消防庁と厚生省とちょっと見解が分かれているようになっておりますが、今お配りした資料をちょっとごらんになつてください。各国のパラメディックの業務範囲、いわゆる救急救助士の行える範囲。アメリカでは、パラメディックが一つという制度ではない、救急救助士がパラメディックだけということではないらしいんですけれども、大体これが各国の比較でござります。こうやって見ていただきますと、まだ日本はおくれているという現実があると思うんです。

○小西大臣政務官 総務省の方はいろいろなしがらみがあり救急救助士が現場でいかに命を救うか、これを心臓に与えまして正常な動きに戻すこと。それから、今御説明のありました気管挿管、もちを詰めたケープの場合は、チューブを気管に入れて肺へ空気を送り込むわけですが、これはなかなか大できるかということについて検討いたしました。

それで、除細動といいまして、電気ショックを心臓に与えまして正常な動きに戻すこと。それから、今御説明のありました気管挿管、もちを詰めたケープの場合は、チューブを気管に入れて肺へ空気を送り込むわけですが、これはなかなか大できるようあります。といいますのは、気管挿管を鋭意検討しながら、しっかりと過誤のないような形で導入していく、これは重要なことだと思つて

ております。

今後とも、この検討会を含めましていろいろな場で検討を進めなきやいけない、このように思つておりますけれども、現状、先ほど竹本政務官の方からも答弁ありましたように、メディカルコントロール体制の確立、また、今決まつております心拍再開に資する強心剤でありますエビネフリン、ここに載つておりますけれども、これらの使用状況等、しっかりと体制をつくつていく、これをまず第一義に考えてまいりたいと思っております。

○麻生国務大臣　これは医師会との話で難しかつたんです、みんな持つて回つた言い方しておりますけれども、そこが一番の問題なんですよ。これは確かに、間違った薬を投薬すると死亡につながりますので。血管拡張剤とかいろいろなもの打つてうまくいく場合もあれば、逆に、溶解剤を打つて、それによつて搬送中に血塊が固まらずに溶けたまま搬送されてしまは、下半身とか右半身不隨にならずに済んで翌日退院になることが十分考えられますので、将来いろいろ、これは責任問題にかかわるところでなかなか難しいところだと思いますが。

ただ、一つだけ、私どもの電波を担当する部分からいきますと、いわゆる今のデジタルハイビジョンというものが普及しますと、搬送する救急車から日赤なら日赤に電波を送りますと、顔の表情から全部きれいに出ます、ドット数というか画素数が全然違いますので。それが出ますと、顔を見ながら、救急センターの医者がそれを見ながら、おお、心筋梗塞と。救急救命士に、これはパムを打つとか、いわゆる血塊の溶解剤を打つてと、医者指示、その画面を見ながら。そうすると、搬送中四十分かかるところに血塊が溶けて、結果として翌日退院ということになりますと、救急医療費というものは大幅に下がる。本来だったら、手おくれのためにそのまま一週間入院の上、右半身不隨、要介護者対象といつて税金を支払う側になつたのが、いきなり税金を受

け取る側になり得るということを防ぐことになりますので、デジタルハイビジョンの救急車というのは、実験段階としては東海大学等々で既に始めておりますけれども、こういったものがどれだけトロール体制の確立、また、今決まつております心拍再開に資する強心剤でありますエビネフリン、ここに載つておりますけれども、これらの使用状況等、しっかりと体制をつくつていく、これをまず第一義に考えてまいりたいと思っております。

○麻生国務大臣　これは医師会との話で難しかつたんです、みんな持つて回つた言い方しておりますけれども、そこが一番の問題なんですよ。これは確かに、間違った薬を投薬すると死亡につながりますので。血管拡張剤とかいろいろのものを打つてうまくいく場合もあれば、逆に、溶解剤を打つて、それによつて搬送中に血塊が固まらずに溶けたまま搬送されてしまは、下半身とか右半身不隨にならずに済んで翌日退院になることが十分考えられますので、将来いろいろ、これは責任問題にかかわるところでなかなか難しいところだと思いますが。

ただ、一つだけ、私どもの電波を担当する部分からいきますと、いわゆる今のデジタルハイビジョンというものが普及しますと、搬送する救急車から日赤なら日赤に電波を送りますと、顔の表情から全部きれいに出ます、ドット数というか画素数が全然違いますので。それが出ますと、顔を見ながら、救急センターの医者がそれを見ながら、おお、心筋梗塞と。救急救命士に、これはパムを打つとか、いわゆる血塊の溶解剤を打つてと、医者指示、その画面を見ながら。そうすると、搬送中四十分かかるところに血塊が溶けて、結果として翌日退院ということになりますと、救急医療費というものは大幅に下がる。本来だったら、手おくれのためにそのまま一週間入院の上、右半身不隨、要介護者対象といつて税金を支払う側になつたのが、いきなり税金を受

ますので、デジタルハイビジョンの救急車というのは、実験段階としては東海大学等々で既に始めておりますけれども、こういったものがどれだけトロール体制の確立、また、今決まつております心拍再開に資する強心剤でありますエビネフリン、ここに載つておりますけれども、これらの使用状況等、しっかりと体制をつくつしていく、これをまず第一義に考えてまいりたいと思っております。

○小西大臣政務官　お答えを申し上げます。
緊急出動件数　これは平成十四年で全国で約四百五十六万件、前年比十六万件増でございます。

一方、救急隊、こちらの方は、全救急隊四千六百四十九隊中、救急救命士がいる隊が三千百四十二隊、全救急隊員数五万七千九百六十八名中、救急救命士が一万二千五百五十二名、毎年千三百人から四百人養成していることで今取り組ませていた

教急救命士の養成課程を医師に近づけて、もう少し高度救急医療ができるような状態にするといふのも一つの方策でしようし、今のよだなハイテクの技術を使ってインフォームドの形をとるもの一つのやり方がというふうに思いますけれども、ぜひ大臣、そこは、三位一体で今回救急救命の部分も予算が削られているようでありますから、一律カットするんじゃなくて、本当に住民の喜ぶような、住民が助かるような行政サービスには今のハイテクの機器なんかもしっかりと予算をつけていただきたい、そして、この救急救命の医療体制を私は強化をしてもらいたいというふうに思つておるわけあります。ここは強く要望しておきます。

○麻生国務大臣　松野先生、何となくタクシーがわりに呼ぶ例やら何やら含めまして、これは問題なんですよ。本当に緊急で呼ばれる場合もあれば、酔っぱらってタクシーがわりに呼ぶふざけたのもありますて、大都会では特にこの出動台数がふえてるという大きな理由というのは、非常に問題があるところではあるんです。

したがつて、私どもとしては、これだけ公務員の削減を全国でやりながらも、この点だけにおいては必ずやしてきてここまでやつてきたというところは、事実として、今、小西政務官の方からお答えを申し上げたとおりなんですね。

今後の問題といたしまして、引き続き救急救命士のレベルを上げる等はもちろんのことですが、一一九番通報に関しまして、これは民間の搬送事業者というのもおりますものですから、そういうものと連帯をしつつ、いろいろやつていかなきやいかぬということ。

○松野(頼)委員　もう一つは、いわゆる予防救急というのかな、とにかく、救急車を呼ぶまでのことかどうかといふふうに思つておるわけあります。だから、救急救命の部分というのは、今、出

動回数とそれに伴う人員の増加率というのをお答えいただきたいと思いますけれども、これを見てもまだ足りない状況であります。どうか、そこをデータでちょっとお答えください。

○小西大臣政務官　お答えを申し上げます。
緊急出動件数　これは平成十四年で全国で約四百五十六万件、前年比十六万件増でございます。

一方、救急隊、こちらの方は、全救急隊四千六百四十九隊中、救急救命士がいる隊が三千百四十二隊、全救急隊員数五万七千九百六十八名中、救急救命士が一万二千五百五十二名、毎年千三百人から四百人養成していることで今取り組ませていた

教急救命士の養成課程を医師に近づけて、もう少し高度救急医療ができるような状態にするといふのも一つの方策でしようし、今のよだなハイテクの技術を使ってインフォームドの形をとるもの一つのやり方がというふうに思いますけれども、ぜひ大臣、そこは、三位一体で今回救急救命の部分も予算が削られているようでありますから、一律カットするんじゃなくて、本当に住民の喜ぶような、住民が助かるような行政サービスには今のハイテクの機器なんかもしっかりと予算をつけていただきたい、そして、この救急救命の医療体制を私は強化をしてもらいたいといふふうに思つておるわけあります。ここは強く要望しておきます。

○麻生国務大臣　松野先生、何となくタクシーがわりに呼ぶ例やら何やら含めまして、これは問題なんですよ。本当に緊急で呼ばれる場合もあれば、酔っぱらってタクシーがわりに呼ぶふざけたのもありますて、大都会では特にこの出動台数がふえてるようなものにならぬかというので、消防車が救急車もできるようにならぬか。ついた名前が消防車、何となく警戒車と混同して余り名前がよくないといつて今申し上げているんですが、消防車と救急車と一緒にしたようなものを今、事実、開発しております。

ちょっと今、長さの問題とか高さの問題が問題になつておりますけれども、少なくともそういうものが出来ますと経費としては安くなるだろうと思つておりますので、そういうものの研究も含めて、御指摘の問題は大変大事な問題だと思っております。

○松野(頼)委員　ぜひ、しっかりと取り組んでいた

現場の人に話を聞きました。以前より、大したことなくとも電話をしてくるという例も確かにあります。ただ実際、電話口では、電話を受けた救急隊は皆さん大変だつて言うんですね。いざ現場に駆けつけてみて、これは一日待つてくださいとか、これは大丈夫ですよといふこともあるんですけども、やはり駆けつけるまでは皆さん大変だつていう現実をおっしゃるもので、そこのところもしっかりと考へていただきたいとい

うふうに思います。あと、救急救命士が救急隊にまだいないという現実があるわけです。約三分の二ぐらいの救急隊にしか救急救命士がまだ乗っていないという現実がありまして、この養成というのも非常に急務な問題だと思うんですね。

きょうは厚生労働から来ていただいておりますのは、この救急救命士の国家試験の日程が、非常に細かい話になつて恐縮なんですけれども、現場にとつては非常に切実な問題だというふうに伺っております。平成十八年度から一年に二回行われていました試験が年に一回になるということなんです。

そうしますと、例えば、今年度は四名の救急救命士を養成したい。資格者を探る場合はいいのでしょうけれども、中から救急救命士を養成しようとした場合に、半年間講習を受けるという制度がございます。その半年間、今まで年に二回あつたので順番に二人ずつ行かせたんすけれども、例シヨンが非常に悪い、使い勝手が悪いという声がござりますので、どうか、そのところ、できれば年あるということですと、職場の中でローテー

シヨンが非常に悪い、使い勝手が悪いという声がござりますので、どうか、そことのところ、できれば年二回、そして、なるべく多くの救急救命士を養成していただきたいということを厚生労働省に伺いたい。ぜひ御答弁をいただきたいと思います。

○竹本大臣政務官 今、松野先生おっしゃったようなケースはあり得るんだと思いますが、十八年度から年一回実施に変えていくわけでございますが、試験回数二回、一回にかわらず、養成する救急救命士の数というのは必要なものに対応しなきやいけないというふうに考えております。ただ実際は、いろいろなコースといいますか、いろいろな研修施設を経由して六ヶ月間の研修を受けるわけでございますので、それに対応していくべきやならないという意味で、年一回でも工夫をしきちつと対応できるのではないか。申しますのは、例えば大学でも、国士館大学だと杏林大学なんかのようですが、全国でも四

つぐらいの大学がこういう救急救命士の教育をやるというふうになつてまいりました。また、消防庁関係でも十二の関連施設でやつております。

ですから、こういったいろいろな施設から上がつてくる、そういう研修を終えた方に試験を受けていただくというふうにすれば、数の点において一応需要に対応できるのではないかというふうに思つておりますが、先生の御指摘もあります。

現実に十分対応できるよう工夫をしながら、年一回実施でございますが、そこを来さないよう努めをしてまいりたいと思っております。

○松野(頼)委員 具体的にいつまでに整備されますか。

〔野田(聖)委員長代理退席、委員長着席〕

○竹本大臣政務官 十八年からやるわけでございまが、薬剤投与の体制あるいはその手続等も、この十八年からの実施に向けてきつちり対応してまいりたいと思つております。

○松野(頼)委員 具体的にいつまでに整備されますか。

〔野田(聖)委員長代理退席、委員長着席〕

○竹本大臣政務官 もともと、先ほど議論いたしましたいろいろな業務範囲の拡大というのを今議論されているわけ

で含めた養成ということを今議論されているわけ

でしょか。

○竹本大臣政務官 そうすると、措置範囲の拡大ま

で含めた養成ということを今議論されているわけ

でしょか。

○竹本大臣政務官 もともと、先ほど議論いたしましたいろいろな業務範囲の拡大というのを今議論されているわけ

でしょか。

○竹本大臣政務官 そうすると、措置範囲の拡大ま

で含めた養成ということを今議論されているわけ

○麻生国務大臣 基本的には、やはり消防は現場なんです。火事が起きたときの現場、災害が起きたときの現場。だから、どうしても本省にいるより現場に出す人の方の人数をふやそうとするので、枠を決められたそっちを優先するという形で来たんだと思っております。

この際、先ほど言わされましたように、国民保護法制等々、今まで前例がないことをある程度想定してやらねばならぬということになりますと、現場の判断ではいかがななものかという状態も十分に起これ得ることだろうと思います。緊急消防援助隊等々、いろいろ新しい制度をつくらせていただくなことにはなりましたけれども、今言われたそういうことを考えて、少なくとも消防の中でその種の話をやりますときに、ただ避難誘導などと以外に、大量の人員の輸送とか大量の炊き出しとか、いろいろなことが出てくるということも想像できますので、そういう意味では、ある程度経験のある人たちを入れて、本庁の方でその種の計画をつくり上げるというような必要性は今後出てくるであろうと思います。

人數をどれだけやす等々についてはちょっとまだ検討の段階ではありますけれども、私どもとしては、本府の方の体制をきちんと整えるという必要性は確かだらうと思つております。

○松野(頼)委員 なぜこんなことを言うかといいますと、ちょうど一年前になりますが、私は、地元熊本県で、私の選挙区ではないんですけども、水俣というところで土砂崩れの災害の現場を目撃たりにいたしました。そうすると、小さな町ですから役場の職員の皆さんが不眠不休で作業に当たられているんですが、皆さん素人ですから、よくわからない中でやっているんですね。もう少しこの部分が、専門家がいたり専門的なものにできたらしい。

その一つが去年の消防組織法の改正にも出ていますし、また特殊災害ということで、今、国民保護法制というものが議論をされて、より一層広域的な部分、また、他県の消防の職員が応援に駆け

つけられるようなスキームも今はつくられているというふうに思つてゐるわけあります。

一つ、これは私からの提案なんですけれども、別に僕は消防厅出身じゃありませんので、決して消防厅の肩を持つてゐるわけではないんですけれども、そういう地元での土砂崩れの経験を見ますと、消防の皆さんがある程度、今非常に自治体も財政が悪いですからフルタイムというのは無理かもしれません、消防でもし退職をしたり、そのキャリアをせつかく持つていながら寝かしているような方がいれば、安い金額で自治体の中に入り込んで、いざというときの連携を深めるようなボストをつくられたらいかがなんだろうか。

今回、鳥取県で自衛隊のOBを知事が任命したという例もあるんすけれども、そこまで大きくなくとも、ちつちつやい町にはそれだけのゆとりが生命財産を守るような、その専門官を一人置いておきたいという希望も実際にはあるわけです。ですから、そのようなスキームをなるべく安い金額、コストのかからない範囲でぜひつくられたらいいかがなのかなということを提案したいというふうに思います。

今までおきますと、あくまで自治体の再任用という形ですと、その町なり市なりの職員でやめた方をどうしても任用してしまって、外の消防からは採らない、そしてまた何年かに一度しかない災害に備えるということをなかなか頭に描かないもので、どうかぜひそこは、国の財政出動を含めたそういう措置というもののスキームをつくつていただきたいということを提案いたしました。

○麻生国務大臣 熊本の場合、現場を見られたのは御存じだと思いますが、あれはむしろ消防よりは建設省消防部かなという感じがしないでもありません、あの例を引けば。土石流等々、土砂災害の話でありますので。

ただ、そういった意味で、あの地域にあらかじ

め避難誘導ができるような形が、消防職員等々の携帯がデジタルになつていて一方的に入つてくる

等々できるようなものがあの時点であつたとするならば、災害がもう少し少なくなつて、そこは十分に考えられるところなんであつて、そ

ういった意味では、今御指摘のあったように、少くとも、その役場の中においてそういう経験者、

福井県で一等陸佐を退官後採用したというの

等々できることを考えられた結果なんだ。鳥取県とか福井県においては、日本海側に面しておるところは同じような気持ちなんだと思います。

同じように、この種の、同じ消防でもそういう

大災害を陣頭指揮した経験者はそうはおりませんから、そついた経験のある人との経験則は大事にされてしかるべきだと思います。

○松野(頼)委員 どうもありがとうございま

○佐田委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

石油コンビナート等災害防止法などにおいて大

事なことは、私は何と zwarても、これまでの事故

例等教訓をきちんと生かすこと、それか

ら災害予測などに基づく研究報告等をきちんと生

かしていくことが非常に大事だというふう

に考えております。それを前提とした上で、定期

点検の強化とか、それからタンク、塔槽類、パイ

プライン等石油コンビナート等における施設の必

要な改修、老朽化が進んでおりますから。そして

消防防災力の強化、これは自衛消防の面でも公設

消防の面でも非常に大事な課題だというふうに考

えております。

○麻生国務大臣 熊本の場合、現場を見られたのは御存じだと思いますが、あれはむしろ消防より

は建設省消防部かなという感じがしないでもあります。

小牧におけるやや長周期地震特性については、

九八年に消防研究所でやつてゐるわけですね。

だから、ずっと前から取り組んでいらっしゃつ

たのに、浮き屋根のスロッキング現象なんかを考えた対策というのをきちっとやらなきゃいけないのに、どうしてこんなに遅かったのか。

ですから、その点で私さう伺つておきたいのは、これは政府参考人に伺いますが、消防機関や大学、研究所でのこの問題の取り組み、スロッキング現象等浮き屋根タンクの問題についての取り組みの現状はどういうふうになつてゐるのかといふのが一つ。もう一つは、三十年前から浮き屋根式タンクの全面火災を想定して、それに対応する消防機材の整備は当然のことだつたんですが、なぜ苦小牧に備蓄が十分なかつたのか、タンク全面火災の予測研究はしたけれども、消防庁としては備蓄の必要量を低く見積もつておつたのか、この辺がどうも今回の問題を見ておつてわからないものですから、これは最初に政府参考人に伺つておきたいと思います。

○東尾政府参考人 出光タンク火災につきましては備蓄の必要量を低く見積もつておつたのか、この辺がどうも今回の問題を見ておつてわからないものですから、これは最初に政府参考人に伺つておきたいと思います。

まず、消防庁として今回の地震の被害に関連する調査研究についてほどの程度把握していたかと御質問にお答えいたします。

ただいま先生からいろいろな調査について御紹介がございましたが、特に私たちの消防研究所では、御指摘のとおり、長周期の地震動特性から見ました地震地体構造区分という研究に平成十四年四月から着手しております。

と申しますのは、それ以前からもタンクに対する地震の影響、そういうことがあるということは十分承知しておりますけれども、かつては、いわゆる短周期、つまりその周辺で起る地震に対する直接の影響についてのみが注目されておりました。しかし……(吉井委員)「細かいことはわかつているから」と呼ぶ、そういうことでこの研究をしております。

今回、これがなぜ反映されていなかつたかといふことでござりますが、この調査自身は平成十七年三月まで行う予定であったところ、ほぼまとまってきたところにこの事故が発生いたしました

ので、最終的な結論を待つまでもなく、この研究を急がせまして今回の対策に結びつけておりました。

なお、泡薬剤が不足していたのはなぜかという御質問でございますが、これにつきましては、当時、タンク火災が相次いだ際に調査しましたけれども、今回のような全面火災が起こる確率は極めて低いという関係から、その必要な泡薬剤についての算定を行つたものでございます。

○吉井委員 まずは、幾らいい研究をしても、何度も何度も途中で発表をしているわけですか。生かさなかつたら、これは研究者の人に対しても失礼だと思うんですね。あなたのところの消防研究所がやっているんですよ。何でこれが生かされなかつたのか、これは非常に私は大事な問題といいますか、消防庁や総務省としては責任の重い問題だというふうに考えます。

それからもう一つの方は、やはりそれに基づいて消防力の強化というものをきちつと図ることとか、必要な施設の改修を考えなきやいけないんで

すが、それが実際にはやられていない。何か確率が少ないような話でしたけれども、私、水島や堺泉州北関係、三十年ほど前のものを見ておりまして、そういう時代からきちんとした、大体、泡消火であれば放射砲の角度を幾らにしたらどれぐらいに及ぶかとか、そのときの原液量は幾ら必要かと

ト以前については二十三年末までに、千キロリットルから一万キロリットルにつきましては二十七年末までに、そして五百キロリットルから一千キロリットルにつきましては三十二年三月末までに改修を終えることとしております。

○東尾政府参考人 お答え申し上げます。
現行の政令附則におきましては、一万キロリットル以上については二十三年末までに、千キロリットルから一万キロリットルにつきましては二十七年末までに、そして五百キロリットルから一千キロリットルにつきましては三十二年三月末までに改修を終えることとしております。

○吉井委員 終了年次というのを今おつやつたと申しますのは、特に二〇二〇年三月末といふもの、これは今のような状況でまだ二十年近く見ておかなければいけないというのは余りにも遅過ぎると思ふんですね。少なくとも三年程度以上前倒しを図つても、やはり速やかにこれは改修をやらせ切るという立場で臨むことが必要だと思ふんです。

七五年に石炭法をつくって、十年前にも、阪神

整備が問題になりました。しかし、苦小牧の出光興産北海道製油所事故の後、改めて見てみると、タンクの七三%が耐震性に問題あり。未改修タンクが一万七百八十二基中七千八百九十八基、これは五百キロリットル以上ですけれども、非常に今耐震性に問題ありといふタンクを抱えているのが

現状じゃありませんか。

○東尾政府参考人 お答え申し上げます。

ただいまの未改修のタンクの基数七千八百九十八、五百キロリットル以上につきましてはそのとおりでございます。

○吉井委員 ですから、七三%が未改修といふことで、大変な事態です。

企業のタンクの改修について、改修が遅過ぎるわけですが、未改修のタンク七千八百九十八基を、五百キロリットターから一千キロリットター、一千から一万キロリットター未満、一万キロリットター以上について、それぞれいつまでに改修をするということで取り組んでいるのか伺います。

○東尾政府参考人 お答え申し上げます。

ト以前については二十三年末までに、千キロリットルから一万キロリットルにつきましては二十七年末までに、そして五百キロリットルから一千キロリットルにつきましては三十二年三月末までに改修を終えることとしております。

○吉井委員 終了年次というのを今おつやつたと申しますのは、特に二〇二〇年三月末といふもの、これは今のような状況でまだ二十年近く見ておかなければいけないというのは余りにも遅過ぎると思ふんですね。少なくとも三年程度以上前倒しを図つても、やはり速やかにこれは改修をやらせ切るという立場で臨むことが必要だと思ふんです。

この点だけは、二、三年前倒ししてもやらせる、やはりそういう取り組みについてはちょっと大臣の方から伺つておきたいと思います。

○麻生国務大臣 おつしやるとおり、地震というのはちょっと正直申し上げていつ起きるかわからぬという話で、東海地震も抱えておられるところ

もありですし、特に場所もある程度考えてこれまで倒しをする必要があろう、私どももそう思いますので、検討させていただきます。

○吉井委員 次に、浮き屋根式タンクの方です。要するに、消防研究所の解析結果では、タンクの液面運動が大きくなるやや長周期震動が予測される区域として、苦小牧、秋田、酒田、新潟、東京、横浜、大阪が挙げられているんですけど、この地域には浮き屋根式のタンクは何基あって、いつまでに改修を終わらせるということにしているのか、これは政府参考人の方からでも結構ですが伺つておきます。

○東尾政府参考人 お答え申し上げます。

浮き屋根式タンクは全国で二千四百ほどござりますけれども、ただいま御指摘のやや長周期震動の影響を強く受けた地域に約七割くらいは集中しているものと見えますが、これは必ずしも厳密な区域ではございませんので、大ざつぱな数字としてとらえていただければと思います。

改修期限につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。

○吉井委員 次に、どういうタンク等の問題のあるのを早く改修するということが必要なことと、あわせて、定期点検やあるいは防災力の強化という点で、これは大臣に伺つておきたいと思うんです。

きょうの日経新聞にもブリヂストンの全国十五工場に防災専従責任者を一人ずつ配置するという話も出ておりましたけれども、実は、昨年の出光の事故の後、日経、読売、毎日など各紙が社説を出して、何でブリヂストンにしろ出光にしろ、これだけ大企業の大工場の爆発火災等事故が頻発するのか、このことを社説で問題にしました。

共通しているのは、リストラが進む中で安全操業、安全対策がなおざりになつてゐるのじやないか、ペテランをリストラして経験の少ない若い人たちが取り残されたことになつてゐるという問題もあれば、設備の老朽化とか、これを挙げております。

昨年の十月一日と前日の日経の社説や特集で書いておりましたが、出光興産の北海道のここは四年間で五回火災事故を起こしているんですね。余りにもひど過ぎるんですが、ここには、コンビナート事故そのものが全国的に、発生率は九一年に比べて二〇〇一年には一・二四倍になっている、二倍以上になっている、そして、その背景にあるのは、プラントの保安について規制緩和が進んだために、石油化学のプラントではこれまで二年に一回、四十日間とめてそれで定期点検をやつておつたわけですが、四年連続運転が認められるようになってしまった、検査のコストは一九九四年に七百五十六億円かかっておったのが、二〇〇一年には二百八十億円へとどんどん下がっているんですね。が、自衛消防の専任社員などは二割以上どこでも削減されてしまっていると。

やはり企業自身が、これは企業も事故をやつたら物すごく大きい損害をこうむるわけですから。

しかも、地域社会に大変な問題を起こすわけです。

今度、防災体制・リスク管理等検討部会でも出光

のことも挙げられておりますけれども、やはり一番問題になってくるのは、安全分野まで規制緩和をやり過ぎてしまつて、企業の防災能力と体制の落ち込みが目に余る、やはりこれをきちんとやらないと、幾ら務大臣が公設消防の強化あるいはそのための交付税だと力を入れはつたとしても、やはりうまくないんですね。各紙もそういう社説を掲げておりますが、まずそこをきちっとやらせるということは、これは政府を挙げて取り組みをやらないきやいかぬと思うんですが、大臣のお考えを伺いたいと思います。

(委員長退席、佐藤(勉)委員長代理着席)

○麻生国務大臣 先ほど三ツ矢先生の答弁のときにも一部申し上げましたけれども、基本的には、

企業のトップという人たちのやはり保安というも

のに対する意識がきちんとしているかしていないかというのは、これは吉井先生、物すごく大事なところだという点は私も全く同じです。

保安というのは金を稼がぬで金を食うばかりな

ものですから、コストを下げるという話になつてくると、どうしてもそのところを何となく一人減らし、二人減らしということになるんです。また、何となく経験数の多い、給料の高い方から減らしていくという問題もありまして、そういうたぐいが今いろいろな問題につながつていつたのではないか。

私、その社説を読んでおりませんからわかりませんけれども、そういう話であろうと想像いたしました。

現実問題としてそういう傾向は大いにあります。現実問題としてそういう傾向は大いにあります。

と思つておりますので、私どもとしては、その辺のところの指導やら何やらはきちんとやらないかぬと思っております。

例えば、国会の上に雷が落ちたということがあ

りますけれども、あれは、避雷針をつけるまでは

やかましいんですけれども、つけた後の補修はだ

れが面倒を見ているのかというと、実はだれも

やつておらぬということになつておる例はいっぱい

あります。

そういう意味では、私どもは、保安とか治安

とか安心とか安全とか、いろいろな範囲にわたつ

て従来とは違つた要素が出てきておる昨今の情勢

を考えますと、今までとは違つた観点から、今言

われたような点について十分指導していく必要も

ありますかと思つております。

○吉井委員 もともと二年に一回定期点検をコン

ピュアートなどでやつておつたんですが、規制緩和

で四年連続運転可能になつてくる。ですから、九

一年に比べて事故率が二・二四倍になった。そ

ういう状況のもとで、今度、改正案の第二十条の二

で定期報告というのがありますが、ここで改善命令が必要であるという判断を市町村長等がやれ

ば、実際の企業に対してでも改善命令等をきちんと

と判断して出していく、そういう機会というものが

で定期報告といつて伺つて終わりにしたいと思

います。

○東尾政府参考人 消防、予防関係の今後の充実

でござりますけれども、まず、立入検査につきま

か、この二点について伺つて終わりにしたいと思

います。

○横光委員 東尾政府参考人 横光克彦君。

○佐藤(勉)委員長代理 次に、横光克彦君。

が多いわけでございますが、そういった中でもかかわらず犠牲がふえている現実は非常に痛ましいわけでございます。

そのために、今回の消防法改正案、小規模な共同住宅や一戸建て住宅を含め、すべての住宅に火災警報器の設置を義務づけるという内容が盛り込まれております。七〇年代から義務化を進めたアメリカでは、このことによって焼死者は四割以上も減らしたという実績もある。非常に効果が期待されているわけでございます。

しかし、警報器の普及率が九〇%以上のアメリカでは一個三千円前後だということも聞いておりますが、日本ではやはり二倍から三倍、設置工事費を含めると一個が二万円ぐらいになるんじやないかとも言われておりますし、もともと、これまで防災関連機器は割高につくということで評判が非常に悪いですね。しかも、消火器の詐欺的な押し売り商法も後を絶たない。

そこで、大事なことは、適正価格での普及に努めることであろうかと思うんです。特に新築住宅への義務化が先行すると思うんですが、そうなりますと、警報器は建設費のごく一部なんだということでお困り感を感じます。しかし、そういった割安感があるだけに、高値の販売がまかり通りかねない。しっかりと監視しなければ、この法改正は業界対策のための改正と言われかねませんので、どうか適正価格での普及に向けて、強力な業界への指導などあらゆる努力を講すべきだと思いますがございますが、いかがでしょうか。

○林政府参考人 火災警報器の設置の義務化についてでございますが、御指摘のように、これが普及し、各家庭におつけをいたぐためには、でき上げましたが、七、八千円から一万円ぐらい。ただ、設置の工事費はほとんどかからないような形のものができるおりまして、フックをかけて、

それにぶら下げれば大丈夫というような形にはなっておりますが、まだ割高感がございます。

米国におきましては、二十ドルから大体四十ドルくらいのものが回っているというふうにお聞きをしておりますが、今後、我が国におきましては景気対策になる、義務化になるとこれはどんどん売れるぞ、そういう意識になりかねない。そのことは逆に競争意識を弱めたり、あるいは技術の革新を弱めたりすることにもつながりかねませんので、どうかそのあたりを、今言われたようなことで御努力いただきたいと思っております。

また、一般企業や学校、幼稚園、工場、あるいはお寺や神社、ファストフード、こういったお店などをねらって、消火器の点検と言つて巧妙に訪問し、消火器の薬剤を詰めかえたり、そして高額な料金を請求するというような事例が増加しております。解約を申し出ると脅迫的な態度をとったり、これは事業者の契約には訪問販売であつても特定商取引法のクーリングオフ制度の適用がないんですね。個人の家庭にはこの特定商取引法のクーリングオフ制度はあるんですが、事業者にはない。そのため料金を支払わざるを得ない状況に追い込まれるなど、トラブルが頻発しております。

いわゆる点検商法の被害状況がどのような今状況になつてゐるのか、これについて消防庁としてのどのような対策を講じているのか。法改正に便乗した悪徳業者の横行を許さないためにもしっかりと対応していただきたいと思うんですが、この点をお聞かせください。

○佐藤(勉)委員長代理退席、委員長着席 ○横光委員 これはあくまでも自己責任の問題だと思います。それを支援する体制整備だと思います。であるならば、それですが、すべての部屋につけたい人はつけることもできるわけで、義務化といつても、一家に何台ということはまだ決まっていないわけですね、これから条例等で決められます。あるなれば、それですが、すべての部屋にいいといいます。それを支援する体制整備だと思います。

○林政府参考人 消火器に関します不適切な点検につきましては、平成十五年度の調査によりますと、トラブルの発生いたしております防火対象物件は千二百六十件あった、こういう報告を受けています。今回の火災警報器につきましては、またいろいろ対策を講ずる必要があるという御意見もいた

願いしたい。

そしてまた、競争意識というのを業界にこれから高めていかなければならぬというお話をございました。私はそれがまた大事だ。いわゆる今回の改正によつて、こういった業界は、ある意味で

する法律に基づくクーリングオフ制度の対象としていると考えておりまして、市町村の広報紙等で丁寧な広報を行いまして、悪質な被害を防いでいくたいと考えています。

それからまた、修理点検に際しましてそのよう

なトラブルが出てるようございますが、今回

の火災警報器につきましては、有効期限あるいは

定期検査が不要である、いわゆるメンテナンスフリー

である、こういう旨を明確に表示して、トラブル

が発生することがないようにしていただきたいと思つておりますし、特に地域の高齢の方々がそうい

うトラブルに巻き込まれることが多いようござりますので、このような方々に対しましては、地

域に根差した活動をしておられます消防団であるとか婦人防火クラブの方々にもお願いをし、また

これらの方々が連携をして普及活動に努めていた

だき、トラブルが少なくなるようにしていただきたいと思っております。

なお、もしトラブルが発生した場合といふこと

も考えておく必要がございますので、今、私ども、

関係業界と御相談をしておりますが、火災報知機工業会というのがございますが、この工業会の方

で苦情対応窓口を設けていただくような話し合いもさせていただいているところでございます。

○横光委員 新たな法改正、義務化ということで、

さらにはそういうことが起きかねませんので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

次に、出動件数の急増で救急車が不足している

ような現状でございますが、そういった中、救急隊員が消防車で駆けつける体制を整えようとして

いる、あるいは整えている、そういう自治体がふえているわけですね。例えば東京消防庁は、救急隊員が待機中の消防車に乗り込んで救急現場に駆けつける制度を導入しております。二〇〇二年

度は、計六十三万件の救急出動回数のうち、六分の一に当たる約十一万件が消防車によつて出動しております。こういうふうに消防車も活用されてるんですね。そういうふうに消防車も活用されている、救急対応で。

そうなりますと、先ほど大臣がお話しになりました

したいわゆる消救車、消防車と救急車のそれぞれの機能をあわせ持つたいわゆる消救車にたどり着くと思つんですね。この二つの機能をうまく發揮させようと思えば、ここにたどり着くだろう。そして、この消救車を全国で初めて導入する自治体も出てきた。例えば千葉県松戸市、ここでは、さらにこの救急対応を充実させるために、今年度から消防車と救急車の機能をあわせ持つた消救車を導入することを全国で初めて決めております。

この消救車の車両価格は、消防車と救急車の両

方を購入した場合に比べて一、二割安くなると言ふわれておりますし、病院からの帰路に連絡を受けた火灾現場に出動するなど、非常に機能的、効率的運用も可能である。つまり、運営自治体のコスト削減も期待され、そして消防機能、救急機能両方もかなり迅速に対応できるということになれば、これは一石二鳥どころか三鳥にもなるわけですね。

そういうことから消防庁としても消防車と救急車の両方の機能をあわせ持った救急車、名前は大臣が靈柩車にちょっと近いということで御意見がございましたが、この救急車の導入について、積極的に私はもう推進すべきときだと思いまして、いかがでしようか。

○林政府参考人 救急業務を取り巻く現場の状況はお触れになりましたとおりでございまして、いろいろ消防と救急が助け合いながら地域の方々の要請にこたえていく中で、お触れになりましたような事例が出てきていることは私どもも承知をいたしております。

お触れになりました消防車でありますけれども、これは消防ポンプ車と救急自動車の二つの機能を有する車両ということで現在関心が寄せられているものでありますて、その関心が寄せられている理由は、主として、財政的な問題に加えて、効率的な消防車両の活用ということにあるんだどうと思つております。

こういう関心を受けまして開発業者におきましても検討がされているようでございますが、基本

的には私どもは、救急業務を執行する上で支障がないような構造である必要があるというふうに考えておりまして、現在の消防車のままではなかなか救急業務を適切に執行するに不便なり不適切な部分があるという実態もありますので、このようないい実態を踏まえて、消救車を開発、研究しておられる業者におかれましては、車両の改良を検討されていいるというふうにお聞きをいたしているところでございます。

いろいろとその意味で課題があるのも事実でございますが、現場の消防職員等の意見を踏まえながら業者における開発が進められることを、今後とも私ども注目をしていきたいと思っております。

ただ、実用化に当たりましては幾つか乗り越えなければならない問題があるのも事実でございまして、一つ、よく報道されている中に出でまいりますわかりやすいものとしては、車体の色の赤と白をどのようにして住民の方々に御理解をいただき、道路交通法上の問題をクリアしていくかというような問題もあります。

また、現場におきましては、救急出場中に火災の対応力が低下しないような体制が組めるかどうかとか、あるいは逆に、救急業務の水準を、専門の高度な車体であればいいわけでありますから、そうでないような場合はその水準を落とすことがないようにできるだろうかといったような、消火、救急それぞれの面からの課題も寄せられております。

私どもとしては、そのような動きを眺めながら、現場の需要にこたえるためにどのようにしたらいかが積極的な検討に参加してまいりたいと思っておりますが、ただ、消救車という考え方は、現況の中では有効な選択肢の一つとして大いに検討にするものではないかと考えております。

○横光委員 確かに支障があるようなことはいけませんし、そういう意味ではこれからは改良が非常に重要なになってくるわけですが、現在でも、普通ボンブ車としての機能に加えて、患者用の救

急ペッド、いわゆるストレッチャーを搭載でき、酸素吸入装置も備え、いわゆる普通救急車として遜色ないと言われている救急車もあるわけでございます。

ところが、消防法の政令では、救急隊は救急車及び救急隊員三人以上で編成しなければならないとなつておりまして、応急処置をしながら患者を搬送できるのは救急車に限定されているんですね。

しかし、救急現場というのは、まさに心肺停止などの救命処置には一分一秒を争う、いわゆる生死の分かれ目になるような処置が必要でございますし、応急処置までの時間を短縮できたり、あるいは救命率アップに効果を上げているわけですよ、この救命処置というのは。ところが、消防車や救急車では救急患者の搬送、いわゆる応急処置をしながら搬送ができる、この規制があるために非常に効率が落ちる。ただ搬送はできるのですが、何も手当ができるないという状況なんですね。

これは、消防法の政令を何とか改正することによって、この現場の声、そしてまた救急対応、さらに効果を上げるために必要ではないかと思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○林政府参考人 救急事案の場合に消防車を使って搬送するという事例も出ておりますが、ただ、御指摘のように、その場合、搬送途中で十分な適切な手当てができるないというような問題もありますし、やはり搬送する場合、できるだけ応急的な処置ができる態勢をとれるような機能を備えたものが必要ではないかというのが、今回、そもそも多くの人の関心が寄せられている救急車の事例でございます。

○私ども、今までは、なかなか空間的に適切な処置がとれると確信ができないものを大丈夫であるという判断はできかねるところがござりますことを御理解いただきたいと思います。

○横光委員 確かに難しい判断を迫られることもあります

くて、搬送しながら救急隊員の応急処置ができるということになれば随分助かる命も多くなるのではないかろうか、私はそういった思いを強くいたしております。

消防庁は、女性の消防職員をふやすために、採用方法や職場の環境を改善することによって女性の消防職員でも男性と同じ業務ができるとの通知を、この二月に各都道府県に出しております。しかし、実際、東京のある市で、消防団に参加しようと申し込んだ三十歳代の女性が事実上門前払いにされていたという事例もあるわけでございます。

採用時に男女差別をしない、あるいは勤務ローテーションを男女で分ける、出動機会に差をつけない、さらには消防署内に女性用仮眠室、トイレを整備するなどの対応を求めておるわけですが、消防庁が。しかし、現場の意識はまだまだそういう意識改革には遠いようでございます。

この通知の徹底ときめ細かなフォロー、これを求めたいと思うんですが、いかがお考えですか。

○林政府参考人 地域の消防団の皆さん方が地域の要請にこたえていろいろと活躍をしていただく必要があり、またその期待も高まっているわけでありますが、特にその中で、地域のコミュニケーションとなりがりの深い女性の方々の活躍も期待されているようになっていると思います。

法令上、男女の間で特別な制約はございませんし、むしろ女性の方々の活躍に負うべき点もふえてきている時代でございますので、私どもとしては、お触れになりましたように、文書をもちまして、女性の消防団への入団促進につきまして関係者にお願いをいたしているところでございます。

年々、おかげさまで増加をしておりまして、平成十五年四月一日現在では約一万二千人ということでおられます。

ただ、お触れになりましたように、現場では女性の方々が参加されるための条件がまだ整っていないような団体もございますので、そのような団で、十年前に比べまして約三倍に増加をいたして

対しましては、私ども、環境整備に努めていただき、女性団員の加入促進を図つていただくようお願いをしてまいりたいと考えております。

○横光委員 まだこれもこれからの課題だと思います。一万人にふえたと言つておりますが、これは全体のまだ一%なわけでございますので。

消防活動というのは消火活動だけではあります。消防活動といふと、確かに肉体的な差があるわけでございますのでなかなか参加は難しいでしようが、消防活動になりますとあらゆる業務がございますので、女性も十分に対応できる役割もあると思いますので、これからもどうぞその方での推進をよろしくお願ひ申し上げます。

○佐田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○佐田委員長 これより討論に入るのあります。が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○佐田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○佐田委員長 この際、ただいま議決いたしました法律案に対し、野田聖子君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。松野頼久君。

○松野(頼)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨の御説明を申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 住宅用火災警報器等の設置が住宅火災における死者発生率低減に高い効果を上げていることいかんがみ技術開発及び適正競争の実現を図るなど市場原理の活用による消費者の負担軽減、地域防災組織との連携及び地方公共団体等による支援方策による高齢者等の住宅における設置促進を通じて、その積極的な普及に努めること。

二 ごみ固化燃料等に起因する火災が多発している現状にかんがみ、施設における安全管理、搬送体制等が十分に確保されるよう財政的な配慮を含め適切な措置を講ずるとともに、火災発生の危険性が高い新物品が開発された場合には、その普及に先駆けて当該物品の危険性状を事前に十分に調査・把握するよう努め、必要な安全対策を講ずること。

三 石油コンビナート等特別防災区域の事業者に対する防災業務の改善措置命令の発動に当たっては、市町村長等が不適正な状態の実質的な改善に向けて積極的に対応できるよう、運用基準の整備等に努めること。

四 広域共同防災組織に係る区域を定める政令を制定するに当たっては、災害の発生頻度や特定事業所の集中度等を踏まえ、平成十五年十勝沖地震におけるタンク火災の類似事故が起こった場合でも効果的に消火が可能となるよう、特定事業者による防災資機材等の配備が十分かつ重点的なものとなり、石油コンビナートの防災体制が十全に確保されるよう配意すること。

また、泡消火薬剤の配備については、地方公共団体もその備蓄を行えるよう、財源措置の充実に努めること。

五 昨今の多発する企業災害や大規模地震等に

対する危機管理の重要性にかんがみ、消防力の充実に努めるとともに、全国的観点から消防庁及び緊急消防援助隊等の体制整備を地方公共団体等と連携さらに推進すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○佐田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○佐田委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

○麻生国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○佐田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

[報告書は附録に掲載]

○佐田委員長 次回は、来る二十七日木曜午後一時二十分理事会、午後一時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十九分散会